

熊

第12447号 平成 27 年 8 月 25 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

· 告示	
○指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・(高齢者支援課)	1
○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・(″ ″)	1
○指定居宅サービス事業者の指定··············($\overline{2}$
○指定介護予防サービス事業者の指定···········(2
○指定居宅介護支援事業者の指定·············(" ")	2
○インターネット・LGWAN接続用サーバ及び関連機器の借	_
→ へんである	2
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課)	3
	3
○漁船保険義務加入同意の承認(姫戸加入区)・・・・・・・・・・・・(団体支援課)	3
	J
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了··········(建築課)	4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・(〃)	4
○ 分別の問題による団形の関す。	4
○土地改良区定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課) ○土地改良区定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・(# 計画課)	4
○土地改良区定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・(4
○土地改良区定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・(
○土地改良区土地改良事業計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・(4
	4 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・(建築課) ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・(〃)	5 5
○ ● 申訂 画 佐による 用	Э
○インターネット・LGWAN接続用サーバ及び関連機器の借	_
入に係る一般競争入札の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・(情報企画課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出・・・・・・・・・(商工振興金融課) ○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振興課) ○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・(監理課)	8
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・(農地・農業振興課)	9
○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (監埋課)	9
登載 依頼	
○つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業	
の禁止····・・・・・・・・・・・・・・・・・(天草不知火海区漁業調整委員会) ○熊本県個人情報保護制度審議会の開催····・・・(個人情報保護制度審議会)	10
│○熊本県個人情報保護制度審議会の開催・・・・・・・・・(個人情報保護制度審議会)	10

示

熊本県告示第744号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		V/// . 1	NI 4 N 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	H) 1 4) (
事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
有限会社Goo	さくらガーデン	荒尾市西原町三	平成27年	通所介護
d D a y 倶楽部		丁目6番17号	8月18日	

熊本県告示第745号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり、指定したので、公司より り指定したので、公示する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
有限会社Goo	さくらガーデン	荒尾市西原町三	平成27年	介護予防通所
d D a y 倶楽部		丁目6番17号	8月18日	介護

熊本県告示第746号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 平成27年8月25日

		熊本	、県知事 蒲	<u>島 郁 夫</u>
事業者の名称又	古 类 正 の 夕 升	東娄託の託左州	14 字左 月 日	サービスの種
は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	類
特定非営利活動	ハッピーケア	天草市楠浦町3	平成27年	訪問介護
法人虹の会		053番地4	8月17日	

熊本県告示第747号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する 法律(平成26年法律第83号)附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお り指定したので、公示する。 平成27年8月25日

			、	島 俳 天
事業者の名称又	事業所の名称	事業所の所在地	 指定年月日	サービスの種
は氏名	ず米川の石が	事業別の別在地		類
特定非営利活動	ハッピーケア	天草市楠浦町3	平成27年	介護予防訪問
法人虹の会		053番地4	8月17日	介護

熊本県告示第748号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援 事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
特定非営利活動 法人虹の会	ハッピーケア	天草市楠浦町3 053番地4	平成27年8月17日	居宅介護支援

熊本県告示第749号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3 72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参 加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項
 - インターネット・LGWAN接続用サーバ及び関連機器の借入 一式
- 入札参加資格

申請の方法 (1)

> 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱 に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示する こと。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)によ

り提出すること

- 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先 (2)熊本県出納局管理調達課管理班 郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 電話番号 096 - 333 - 2581
- 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成27年9月8日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終 了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わな いことがある。

入札参加資格審査結果の通知 (4)

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。 入札参加資格の有効期間

- - 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31 日までとする。
- 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申 請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日(閉庁日を除く。)ま で行う。

熊本県告示第750号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、平成27年8月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字山森 2008番1地先から	311.0	単道改
		同所		
		1958番3地先まで		

供用を開始する期日 平成27年8月28日

熊本県告示第751号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の 供用を開始する。

その関係図面は、平成27年8月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	八代市二見赤松町字村上 1701番1地先から	53.0	単道改
		同所 1701番1地先まで		

供用を開始する期日 平成27年8月25日

熊本県告示第752号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出 を審査した結果、姫戸加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったも のと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公 告

熊本県公告第561号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字砥川字宮園 2 1 0 7番 1 2 2 7. 6 1 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市東区沼山津二丁目8番55-306号ガーデンパレス東部 竹下 史朗

熊本県公告第562号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字安永字宮ノ本870番1、同871番1、同872番、同873 番、同874番、同875番1、同876番2、同877番2、同890番1、同890番2、同891番、同892番、同893番、同894番1、同894番4、同894番5、同895番8、同895番9及び里道 16,325.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市東区江津一丁目15番6号 株式会社横田産業

熊本県公告第563号

南池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長江頭実から平成27年4月24日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年8月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第564号

| 菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区理事長家入勲から平成27年4月10日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年8月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第565号

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区理事長上田巖から平成27年6月5日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年8月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第566号

阿蘇郡西原村に事務所を置く小森土地改良区理事長河上勝彦から平成27年7月31日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年8月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第567号

宇土市に事務所を置く宇土八水土地改良区理事長本田健二から認可の申請があった土地

改良事業(維持管理)計画の変更については、平成27年8月17日付けで適当と決定し たので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

縦覧に供する書類の名称 1

変更後の土地改良事業(維持管理)計画書の写し

平成27年8月26日から平成27年9月25日まで

縦覧の場所 熊本市役所

宇土市役所

宇士八水土地改良区事務所

熊本県公告第568号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市野々島字芝原5352番7及び同5352番9 2 7 5 . 1 7 平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 合志市野々島5352番地3

中山 昭二

熊本県公告第569号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市御代志字除ノ上1648番49

380.90平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 合志市御代志1648番地149 津森 弘孝、津森 裕子

熊本県公告第570号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月25日

能本県知事 蒲 島郁 夫

- 競争入札に付する事項
 - 調達の名称及び数量 (1)

インターネット・LGWAN接続用サーバ及び関連機器の借入 一式

調達に係る発注・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策·情報局情報企画課電子県庁管理班

調達に係る入札担当部局 (3)

熊本県出納局管理調達課管理班 (熊本県庁行政棟本館2階)

借入物品の規格、品質等 (4)

要求仕様書による。

借入期間

平成28年1月1日から平成32年9月30日まで

納入期限 (6)

平成27年12月28日納入場所

要求仕様書による。 入札方式(紙入札併用案件) (8)

札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提

出し、県の承認を受けたものを除き、紙入札による入札はできない。 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉 塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている者 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

入札金額

入札金額は、1か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては、57月賃貸借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約を発展して係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約を発展している。 希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること

- 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約 入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業 務委託等)運用基準の規定を準用する。
- 最低制限価格の設定 (11)

- この入札は、最低制限価格を設けない。 入札参加者の必要な資格に関する事項 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(工業での欠款者間は三笠591号 以下「要綱」という。)により入札参加資格を有 平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有 すると決定された者のうち、業務区分が「委託」で、営業種目「リース・レンタル(取扱業種OA機器類)」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有してい ない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有してい る者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更 が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
 - 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間公告の日から平成27年9月8日(火)午後5時まで
 - 競争入札参加資格審查申請書提出先
 - 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 - 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 - 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
 - 提出の方法
 - イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の
 - 申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る 更生計画認可の決定を受けていること
 - 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の 申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る 再生計画認可の決定を受けていること
 -) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - 要求仕様書の内容を満たしていること。 (5)
- 入札参加のための確認申請
 - 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者 であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。

競争入札参加資格確認申請書

機能性能等に関する仕様書及びその他提出書類 イ

(2)提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集めできない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して配送しまりませば(2)の提出期間は(2)では、10人の光味書類にあり、10人の光味書類は(2)の提出期間は(2)である。 より提出し、(1)イの当該書類は(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の ICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札 により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内 (必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

提出期間

公告の日から平成27年9月18日(金)午後5時まで

提出先 (4)

1(3)に掲げる入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は、電子入札システムにより、書面での提出があった場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年9月18日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年10月6日(火)まで行う。

(3) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年10月5日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(7) 日時 平成27年10月6日(火)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県出納局管理調達課管理班 (熊本県庁行政棟本館2階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年10月5日(月)午後5時(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ (ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ (イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法 (明治29年法律第89号) 第95条の錯誤による入札であると入札執行者 が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の I C カードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した H

落札者からの契約締結の申出期限 (3)

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号 に掲げる日の日数は、算入しない。) を経過した日

契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃貸借料) に賃貸借月数(57月)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

5(3)に掲げる期限 納付期限

1(2)に掲げる発注・契約担当部局

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班

契約条項を示す場所 (5)

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号096-333-2143 郵便番号

電話番号

- その他
 - (1)入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨と
 - する。) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受 ける。
- 問合せ 7
 - (1)問合せ先
 - 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。 (本公告に係る発注・契約担当部局)

熊本県企画振興部交通政策·情報局情報企画課電子県庁管理班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096 - 381 - 8211

競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。 熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- 電子入札システムの操作方法に関すること。 くまもと県市町村電子入札コールセンター 電話番号 096-373-2032
- ファックス番号 096-370-5455 (2)
- 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- Summary
 - (1)Name and Content of the products to be rent:

Server for an internet access, server for LGWAN access and Firewall for Kumamoto wide area network

Date and Place for tender:

Date: October 6 2015 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

Name of Department in Charge of Bidding Contract

Information and Planning Division, Tranportation Policy and Information Bureau, Department of Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4)0ther

> Language: Japanese Currency: Japanese Yen

熊本県公告第571号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があ ったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。 平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロッキー甲佐店

上益城郡甲佐町大字仁田子字道中460-1

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

 名称及び代表者氏名
 住所

 株式会社ロッキー 代表取締役社長 竹下 光伸
 熊本市北区植木町植木133番地の1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年4月8日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,782平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 72台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - 建物南側 35台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側 59.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ①建物内西側 4. 1立方メートル ②建物内西側 4. 1立方メートル
 - ② 建物 内 四 例 4 . 1 立 方 メートル ③ 建物 内 西 側 4 . 1 立 方 メートル 合計 12.3 立 方 メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時間 午前9時 閉店時間 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 1 箇所 建物敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯午前6時から午後6時まで
- 8 届出年月日

平成27年8月7日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課

平成27年8月25日から平成27年12月25日まで

熊本県公告第572号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の記	设定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	貝怕惟り故た寺を支ける上地
山﨑 恵太	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ原13
		92番ほか3筆

2 認可年月日

平成27年8月18日

熊本県公告第573号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定によりあさぎり町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年8月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量)	平成27年9月1日から	あさぎり町全域
	平成31年3月31日まで	

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第161号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の 規定に基づき、次のとおり指示する。 平成27年8月25日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ(沈船魚礁)」周辺海域におけ る集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

操業禁止区域

天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした 半径50メートルの線によって囲まれた区域

- 操業禁止期間
 - 10月1日から翌年3月31日まで
- 指示の有効期間

平成27年9月1日から平成29年8月31日までとする。

熊本県個人情報保護制度審議会公告第2号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年8月25日

熊本県個人情報保護制度審議会会長

1 日時

平成27年8月31日(月)

午前10時から正午まで(予定)

会場

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

- 議事概要
- (1)条例第35条第2項第2号の評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに ついての意見の聴取 (県税の賦課徴収等に関する事務)
- 傍聴者の定員

10人

- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の 会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県個人情報保護制度審議会事務局 (熊本県総務部総務私学局県政情報文書課) (電話096-333-2068)